

## 機械器具 11 放射線障害防護用器具

一般医療機器 放射線防護用術者向け眼鏡 JMDN コード：38884000

# EYE CARE XRAY EC-10 X RAY

## アイケア エックスレイ EC-10 エックスレイ

## 【形状・構造及び原理等】

## 構造



## 【使用目的、効能又は効果】

## 使用目的

液体飛沫から眼を保護し、診断や治療のための医科 / 歯科処置に伴う一次放射線や散乱放射線による不必要な被曝から術者や他の人員の眼を保護するために使用する個人用防護装置をいう。  
眼鏡は一般にガラスやプラスチックなどの鉛と同等の材料から作られたレンズ付きフレームとサイドシールドで構成されている。

## 【品目仕様等】

## 性能

JIS Z4501 で規定される X 線管電圧 100 kV での試験において、下記の鉛当量を保持する。

レンズ：0.15mmPb±0.02mmPb  
フレーム上部鉛シート：0.3mmPb±0.02mmPb  
パッド内部鉛シート：0.3mmPb±0.02mmPb

## 【操作方法又は使用方法等】

通常の眼鏡のように、正しい位置に着用すること。  
フレームがずれる場合は、付属のバンドでしっかり固定すること。

## 【使用上の注意】

## 重要な基本的注意

- ①使用目的は放射線防護用術者向け眼鏡の一般的概論であり、当該製品は散乱線（迷 X 線）被曝量を低減させることを目的としている。  
その為、一次放射線（直接線）などの放射線被曝の保護には使用しないこと。
- ②落下や衝撃はレンズやフレームに傷やヒビなど、破損する原因となるので取扱いは十分注意すること。
- ③フレーム破損の原因となるため、テンプレを無理に広げて使用しないこと。
- ④改造、分解、修理は事故の原因となるので行わないこと。
- ⑤酸化の原因となるため、含鉛アクリルレンズを水拭きしないこと。
- ⑥医療従事者もしくは医療従事者の指示の下以外では使用しないこと。
- ⑦レンズに損傷のある場合は使用しないこと。

## その他の注意事項

- ①ガス滅菌、蒸気滅菌などは変形、変質の可能性があるため、使用しないこと。
- ②廃棄する場合は、必ず地方自治体の条例に従い、許可を得た産業物処理業者に廃棄を依頼すること。

## 【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

直射日光、高温、多湿な場所は避け、付属のケースに入れて保管すること。

## 【保守・点検に係る事項】

- ①使用前に必ず点検を行うこと。
- ②アクリルレンズが汚れた場合は、傷がつかないように柔らかい布で拭くこと。

## 【包装】

包装単位：1 個

## 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売元 株式会社 青山光学  
住所 〒916-0019 福井県鯖江市丸山町 3-6-16

販売元 株式会社 エリカ オプティカル  
住所 〒910-0313 福井県坂井市丸岡町内田 15-9-1  
TEL:0776-66-8804 FAX:0776-66-4568